独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	日本電気硝子株式会社		コード	5214
提出日	2025/3/4	異動（予定）日	2025/3/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	裏出　令子	社外取締役	○													○		有
2	伊藤　博之	社外取締役	○													○		有
3	伊藤　好生	社外取締役	○													○		有
4	青砥　なほみ	社外取締役	○													○		有
5	矢倉　幸裕	社外監査役	○													○		有
6	印藤　弘二	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		裏出令子氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定するものです。
2		伊藤博之氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定するものです。
3		伊藤好生氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定するものです。
4		青砥なほみ氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定するものです。
5		矢倉幸裕氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定するものです。
6		印藤弘二氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定するものです。

4．補足説明

社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、以下のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 現在又は過去10年間において、当社及び当社の子会社の業務執行者（注１）であった者
2. 当社並びに当社子会社（以下「当社グループ」と総称する）の主要な取引先（注２）又はその業務執行者
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注３）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから多額の寄付（注４）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 過去３年間において、上記２から８までに該当していた者
10. 上記２から９に該当する者（重要な地位にある者（注５）に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

（注１）業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

（注２）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において(ⅰ)当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの連結売上高の２%を超える者をいう(ⅱ)取引先からの当社グループの借入額が、連結総資産の２%を超える者をいう。（当社グループが借入れをしている金融機関については当社グループの資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る。）

（注３）多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）

（注４）多額の寄付とは、過去３事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の直近事業年度における総収入額の２%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。

（注５）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

社外役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、その記載を省略しています。

＜株主の議決権行使に影響を及ぼさないものと判断する軽微基準＞

1. 取引

・直近事業年度において、当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれもの連結売上高の１%未満であること

2. 寄付

・直近事業年度において、年間500万円又は当該組織における総収入額の１%のいずれか高い方の額を超えないこと

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※２　役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※５　独立役員の選任理由を記載してください。